

# 営繕工事の生産性向上等の取組

---

平成30年6月

北陸地方整備局営繕部

# 営繕工事における働き方改革の取組

建設業の働き方改革における今後の取組の方向性を受け、営繕工事における働き方改革の取組をパッケージ化

## <建設業の働き方改革 今後の取組の方向性>

① 適正な工期設定・施工時期の平準化  
 ・時間外労働の上限規制に対応できるよう、週休2日を前提とした適正な工期設定による工事の発注や施工時期の平準化を推進

② 社会保険の法定福利費や安全衛生経費の確保  
 ・適正な工期設定に伴うコスト増加のしわ寄せが必要経費の削減に繋がらないよう、社会保険の法定福利費や安全衛生経費を含んだ適正な請負代金による契約を徹底

③ 生産性向上 (i-Construction)  
 ・工事現場における生産性向上を図る観点から、ICTの積極的な活用や書類の簡素化を推進

④ ガイドラインの策定・周知  
 ⑤ 不適正な工期への対応の強化  
 ⑥ 民間発注者への支援等  
 ⑦ フォローアップ  
 ⇒ 省内対応に連動

## <営繕工事における取組>

(凡例：既往・継続の取組—青字 新たな取組—赤字)

- 適正な工期設定 H30.2～見直し・変更
  - ① 「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」に基づき、「建築工事適正工期算定プログラムVer. 2(日建連)」を活用した適切な工期設定、工期延期
  - ② 設備工事の適正な工期確保のため、概成工期(受電時期の目安)の設定、建築工事の工程表による設備工事の施工期間確保の確認に同プログラムの活用
- 週休2日の推進 H29.12～実施
  - ・建築工事標準仕様書において週休2日を適用 H29.9～実施
  - ③ 原則、週2日現場閉所の試行とともに、週休2日工事をモニタリング
  - ④ 週休2日促進工事(労務費の補正等)の実施 H30.4～実施
- 施工時期の平準化
  - ・予算取得の国債化(適正な工期確保にも寄与)、余裕期間制度の活用
  - ・長期国債の活用などにより、年度末に集中する完成時期の分散化
- 予定価格の適正な設定
  - ・営繕積算方式において法定福利費・安全衛生経費を適切に計上
- ICTの積極的な活用等 H29.12～改善(工事成績評定要領の運用改定)
  - ⑤ BIM活用・施工合理化工法の施工者提案による採用
    - ・民間で進められている施工合理化工法の評価、標準化の検討
- 書類の簡素化 H30.4～実施
  - ⑥ 書類の簡素化(現場での運用の徹底)、国の統一基準として工事の標準書式を制定
    - ・ICT活用などによる書類作成及び情報伝達の効率化方策の検討
- 設計意図の的確な反映 (建築固有の対応) H29.10～実施
  - ⑦ 遅滞ない設計意図伝達(施工段階の設計)のため伝達時期を遵守する旨を規定
  - ⑧ 各施工計画段階で施工図等に設計意図を的確に反映するため、工事契約後に決定すべき事項を適時に確定する仕組みを検討 H30.3～実施

公共建築工事、民間建築工事の発注者への普及促進

(出典：建設業の働き方改革に関する協議会資料(平成29年7月28日))

# ①「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」について

「公共建築工事における工期設定の基本的考え方」(注)は適正な工期を確保するための方策や留意事項等を明記したもの  
(注)それぞれの現場や発注者の状況等を踏まえ参考とするもの  
(赤字は主な変更点)

国土交通省官庁営繕部取りまとめから中央官庁営繕担当課長連絡調整会議及び全国営繕主管課長会議取りまとめに変更

**○ 基本方針**  
工事の規模、地域の実情、工事内容、施工条件等を踏まえ適切に工期を設定  
適正な工期設定が、担い手確保のため必要であることを追記

**○ 調査及び設計段階**  
(1) 次の期間の十分な想定  
① 現地調査及び関係者との協議・調整に要する期間  
② 設計、入札契約手続及び施工の期間  
労務・資機材調達等の準備期間、施工終了後の自主検査等の後片付け期間を追記  
③ 近隣等関係者への説明・調整に要する期間  
(2) 敷地・施設現況等の事前調査の十分な実施  
(3) 図面審査の確実な実施、要求性能と施工中の確認事項の設計図書への明示

**○ 工事発注準備段階**  
(1) 適切な工期の入札条件への設定  
(2) 債務負担行為の積極的活用等、工事施工時期の平準化  
(3) 技術者を過剰に拘束しない工期設定

**○ 入札契約段階**  
(1) 明確な質問回答と施工条件の明示  
(2) 工期短縮に関する技術提案の原則禁止

**○ 施工段階**  
(1) 迅速な承諾行為とワンデーレスポンスの実施  
遅滞ない設計意図伝達が必要であることを追記  
(2) 工事の進捗状況の的確な把握  
(3) 関係工事間の調整の適切な実施  
全体工期のしわ寄せがないよう設備工事など後工程の適正な施工期間を確保することを追記

**○ その他留意事項**  
(1) 多雨など自然的要因及び労働事情など社会的要因を考慮  
(2) 週休2日の確保や不稼働日等を考慮  
(3) 受電時期及び設備の総合試運転期間等の考慮  
○ 適正な工期設定を自ら適切に行うことが困難な場合、外部機関等の仕組みを活用することを追記

**○ 工期の変更**  
設計図書の施工条件と現場の状態が一致しない場合等において適切な設計変更等を実施

# ② 営繕工事における各工程の適正な施工期間の確保

後工程(内装工事、設備工事、舗装工事等)にしわ寄せを生じさせないように配慮するなど、各工程の適正な施工期間を確保する。

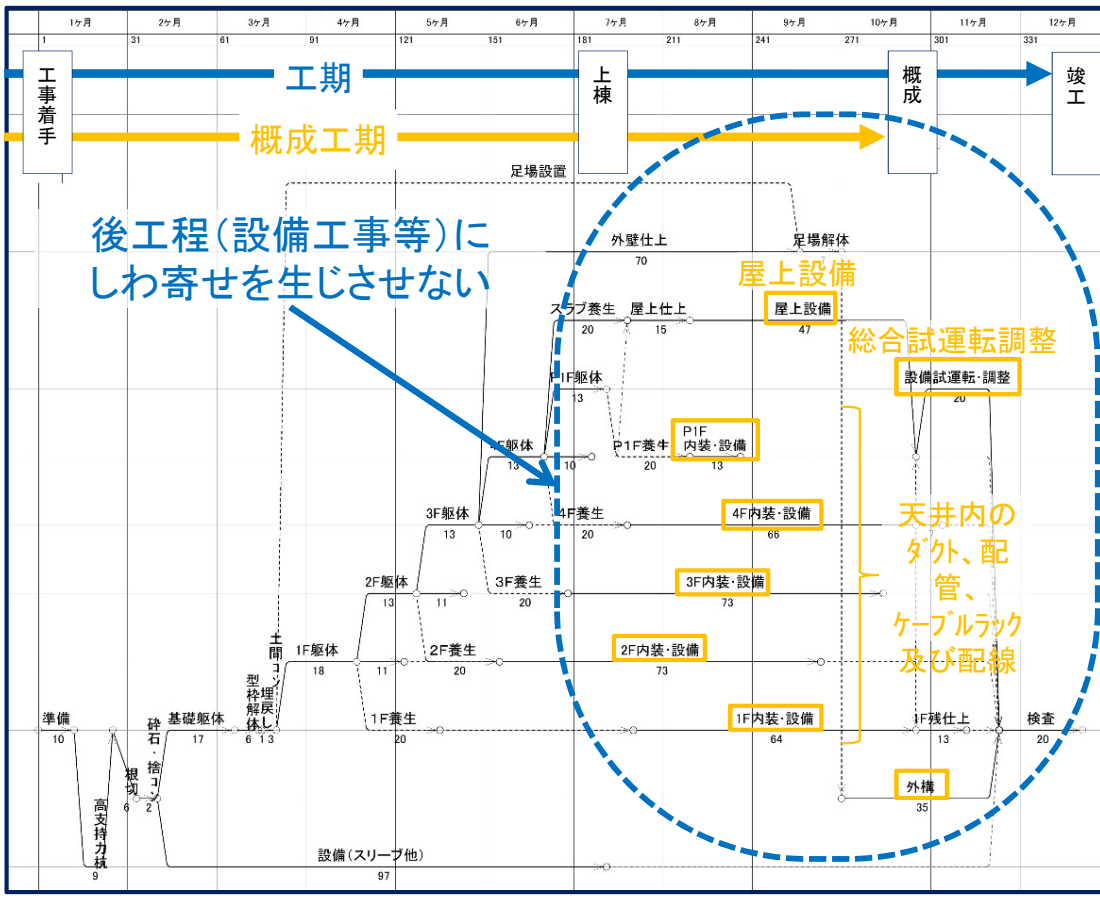
## 1 概成工期の設定 (工事発注準備段階)

- 新築を対象として、総合試運転調整の期間を確保するため、概成工期※1を設定し、現場説明書等に特記
- 「建築工事適正工期算定プログラム」※2を参考として設定

## 2 実施工程表の確認 (工事施工段階)

- 監督職員は、実施工程表の承諾に際し、以下の内容を確認
  - ① 概成工期が明記されていること※3
  - ② 監督する工事の各工程の施工期間が適正に確保されていること
  - ③ 別契約の関連工事の施工期間が適正に反映されていること
  - ④ 特に、建築工事においては、全体の工程に影響する可能性の高い、次に示す設備工事の施工期間が適正に確保されていること
    - ア) 天井内のダクト、配管、ケーブルラック及び配線
    - イ) 屋上設備
    - ウ) 総合試運転調整
- 監督職員は、実施工程表が変更された場合の承諾に際しても、必要に応じて、上記の内容を確認

## ■ 建築工事の工程の例(事務所、RC-4、3,000㎡)



※1 建築物等の使用を想定して総合試運転調整を行ううえで、関連工事を含めた各工事が支障のない状態にまで完了しているべき期限。  
 ※2 (一社)日本建設業連合会作成の最新版。  
 ※3 概成工期が設定された工事の場合。

# ③ 営繕工事における週休2日工事のモニタリング

## 記者発表資料

平成29年9月13日  
大臣官房官庁営繕部計画課

### 営繕工事で週休2日（現場閉所）工事のモニタリングを実施

～建設現場の就労環境の改善や担い手確保に向けて～

- 国土交通省の営繕工事では、公共建築工事標準仕様書等において、原則として土日祝日※1には施工を行わないこととしていますが、様々な事情から週休2日が確保されない場合があります。
- 建設業の週休2日の推進等、政府の「働き方改革実行計画」に示された方針などに基づき、営繕工事において、現場閉所を含む週休2日工事のモニタリングを実施し、週休2日の確保を目指すとともに、その阻害要因の把握とその改善方策の検討を進めることとします。  
※1 土日祝日とは「行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）に定める行政機関の休日」をいいます。

#### 【モニタリング対象工事の内容等】

- 原則、延べ床面積約1,000㎡以上の新築工事で契約後に受発注者間でモニタリングの対象とする協議が整った工事。
- 原則（※2）、土日祝日は「現場閉所」とする。
- ※2 現場閉所の頻度については、各現場の状況等を勘案し、受発注間の協議により適切に設定するものとします。
- 受発注者の予期せぬ事情により、目標の達成に向けた課題が生じた場合には、受発注者間で要因の把握や対応策を協議し、要因の解消に努める。
- 阻害要因の把握やその改善方策の検討を行うために、工事完了時点で受発注者へアンケート調査を実施。

#### 【その他】

- 本年度発注工事で契約後、モニタリングの対象とする協議が整った案件から順次実施します。
- 引き続き、公共建築工事における工期設定の基本的考え方を踏まえ、適切な工期設定に努めます。
- なお、総合評価落札方式において週休2日の確保を評価項目として設定しません。また、工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定しており、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価します。

#### ＜対象工事＞※平成30年3月19日現在

No.	工事名	受注者	工期
1	H29 静岡県警察学校炊食浴棟建築工事	名工建設(株)	H29.9.1 ～ H30.9.28
	H29 静岡県警察学校炊食浴棟電気設備工事	小林電気工業(株)	H29.9.12 ～ H30.9.28
	H29 静岡県警察学校炊食浴棟機械設備工事	三建設工業(株)	H29.9.12 ～ H30.9.28
2	新宿税務署増築棟(17)建築その他工事	(株)淺沼湘東京本店	H29.10.21 ～ H31.1.31
	新宿税務署増築棟(17)電気設備その他工事	(株)サンテック	H29.10.27 ～ H31.1.31
	新宿税務署増築棟(17)機械設備その他工事	(株)精研 東京本社	H29.10.31 ～ H31.1.31
3	新宿税務署(17)エレベーター設備工事	日本エレベーター製造(株)	H29.11.14 ～ H31.1.31
	宮城労災特別介護施設(17)電気設備改修工事	若林電気工事株式会社	H30.4.1 ～ H30.9.28

## ④ 国土交通省営繕工事における週休2日工事の概要

- ・ 政府の働き方改革実行計画(平成29年3月)等に建設業においては週休2日の推進等の休日確保などに取組むことが位置づけ
- ・ 建設現場の週休2日と円滑な施工の確保をともに実現させるため、平成30年4月1日以降に入札手続きを開始する週休2日工事において労務費等の補正を導入

- 週休2日工事は、4週8休以上の現場閉所
- 対象期間は工事着手日から工事完成日までの期間(年末年始や工場製作期間などを除く)
- 発注者が週休2日の取組を指定する発注者指定方式と受注者が発注者へ週休2日に取組む旨を協議して取組む受注者希望方式のいずれかで実施
- 現場閉所の状況に応じた補正係数により労務費(予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格(材工単価)の労務費)を補正※

共通仮設費及び現場管理費は工期に応じて算出

※ 発注者指定方式は当初予定価格で①の補正係数により労務費を補正、①の現場閉所率(対象期間内の現場閉所日数の割合)が未達の場合は減額変更。受注者希望方式は当初予定価格では労務費補正は行わず、現場閉所率達成状況により①～③の補正係数により増額変更

現場閉所の状況	補正係数
①4週8休以上(現場閉所率28.5%(8日/28日)以上の場合)	1.05
②4週7休以上4週8休未満(現場閉所率25%(7日/28日)以上28.5%未満)	1.03
③4週6休以上4週7休未満(現場閉所率21.4%(6日/28日)以上25%未満)	1.01

- 工事成績については、「休日・代休の確保」を標準の評価項目として設定、従来と同様に休日・代休が確保された場合に評価
- 現場閉所状況の確認については、受発注者双方の事務負担が増大しないよう、既存書類を活用
- 週休2日工事については、モニタリングを実施

# ⑤ 建築分野(官庁営繕)におけるICT等の導入による生産性向上

① 「施工合理化技術」を反映した設計

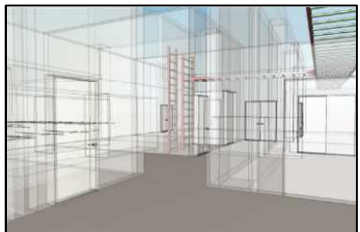
- ・プレキャスト等の採用により **現場作業の生産性を向上**

プレキャストの例



② 建築生産に携わる多様な関係者間の遅滞ない合意形成

- ・ASP※1等の活用による **情報の一元管理**
- ・BIM※2等の活用による **遅滞ない合意形成**





※1 Application Service Provider の略  
※2 Building Information Modelingの略

③ 「施工合理化技術」の導入及び工程管理の改善

- ・「現場作業」から「**ユニット化**」へ
- ・「人の作業」から「**自動化施工**」へ

鉄筋先組工法      溶接ロボット

- ・工期算定プログラム等※の活用
- ・週休2日工事のモニタリングの実施

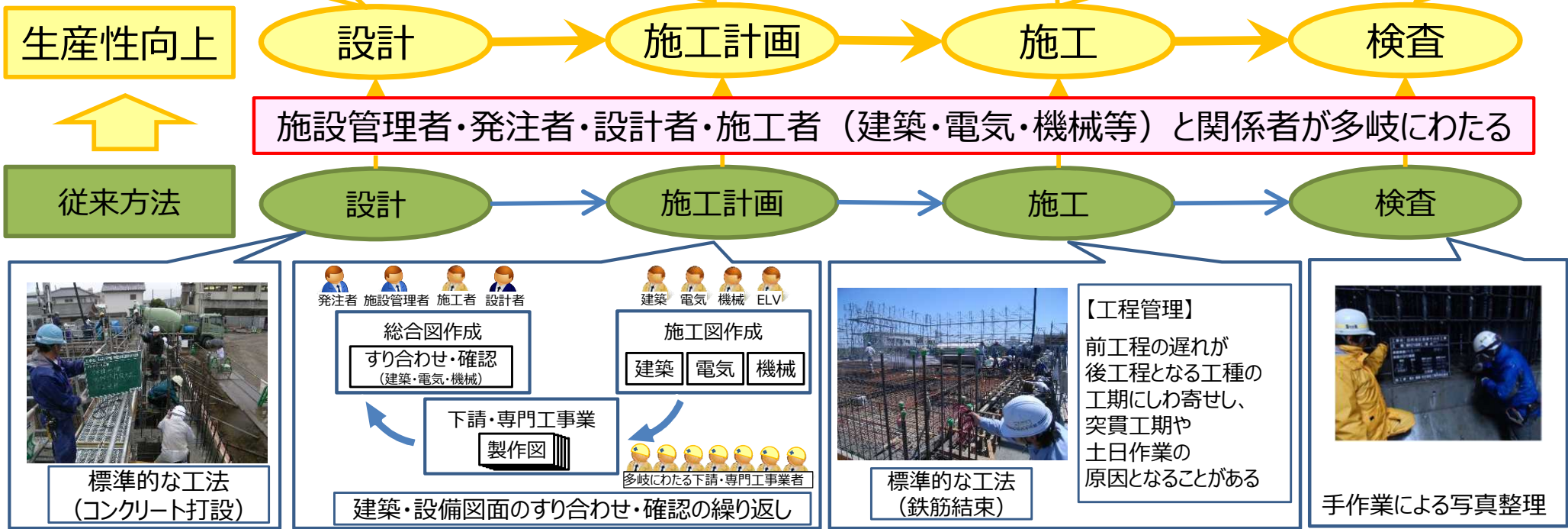
※ 例：建築工事適正工期算定プログラムVer2 (日建連)

④ 工事関係書類の簡素化

- ・電子小黒板等のICTを活用し、**工事関係書類の作成手間を削減**



出典：施工者のための電子小黒板導入ガイド (日建連)



# ⑤ 建築分野( 営繕工事 )における施工合理化技術の活用方針

- ・平成30年度に発注する新営工事において発注者指定で施工合理化技術の活用( 試行 )を開始
- ・総合評価落札方式で施工合理化技術を評価項目とする取組を導入
- ・施工合理化技術を提案し効果が確認された場合は、工事完了後の請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記

## 「営繕工事における施工合理化技術の活用方針」の概要 (平成30年4月10日以降に入札契約手続きを開始する官庁営繕関係の新営工事に適用)

(1) 発注者指定で施工合理化技術※1の活用( 試行 )を開始

実施内容: 発注者指定で①施工BIM、②情報共有システム、③ICT建築土工、④電子小黒板の活用( 試行 )を実施、省人化効果等を検証。  
 対象工事: 平成30年度に発注する新営工事( 官庁営繕費 )であってS型※2で試行【①, ③, ④】  
 新営工事において、整備局等が定める運用に基づいて発注者指定で活用【②】



①施工BIM 試行

多様な関係者間の遅滞ない合意形成



②情報共有システム 活用

情報の一元管理



③ICT建築土工 試行

3次元MC・MG建機による施工




④電子小黒板 試行

工事書類の作成手間を軽減


(2) 総合評価落札方式で施工合理化技術の評価項目とする取組を導入 入口評価

実施内容: S型における技術提案の評価項目において施工合理化技術に関する提案を求め評価  
 対象技術: 施工合理化技術( 上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く )  
 対象工事: 新営工事( 建築・電気・機械 )であってS型によるもの

例: プレハブ化・ユニット化



例: ロボット活用



(3) 施工合理化技術について請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記 出口評価

実施内容: 施工合理化技術が提案され効果が確認されたものについては、請負工事成績評定にて評価する旨を入札説明書等に明記し、受注者に技術提案を促します。  
 対象技術: 施工合理化技術( 上記(1)の発注者指定の試行対象技術を除く )  
 対象工事: 新営工事( 建築・電気・機械 )すべて

※1 施工合理化技術: プレハブ化、ユニット化、自動化施工( ICT施工、ロボット活用等 )、BIM、ASP等を活用したもので施工の合理化に資するもの。  
 ※2 S型: 入札契約方式が技術提案評価型S型を指す。  
 ( 発注者が標準案に基づき算定した工事価格を予定価格とし、その範囲内で提案される施工上の工夫等技術提案と価格との総合評価を行う方式 )



# ⑥ 営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の徹底(概要)

## これまでの取組

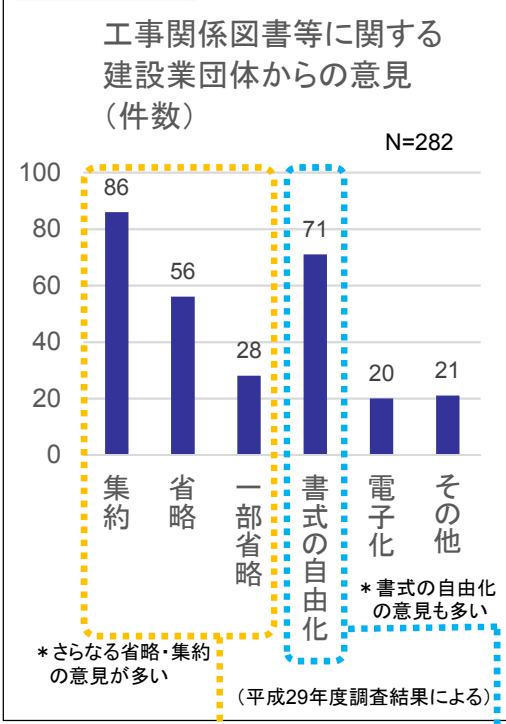
- 【H26.4】「営繕工事における工事関係図書等※に関する効率化実施方針」を制定し、受注者へ提出を求める工事関係図書等の明確化及び削減を実施
  - **提出を求める工事関係図書等の考え方**を整理
    - ① 監督行為として監督職員の所持が必要な書類
    - ② 発注者が行った監督の経緯を明らかにするために必要な書類 **に限る**
 → この考え方に基づき、受注者に **提出を求める「工事関係図書等一覧表」(93種類)**を設定
  - 各地方整備局等において、工事の内容に応じて必要な書類を選定するとともに **品質に影響のない範囲で協議により省略・集約を行う**こととした  
(工事着手前に受発注者で省略可能な書類に係る協議を実施)

## 今回実施

(次の内容を地方支分部局に通知)

- 【H30.4】営繕工事における工事関係図書等に関する効率化の徹底
  - **省略・集約が可能な工事関係図書の考え方**を整理
    - ① 工事関係図書等のうち、必要な内容が記載された他の書類等があるものについて、**提出または提示により、新たな図書の作成・提出を求めない**
    - ② 関連する内容を記載する複数の工事関係図書等については、必要事項を**一つの図書に集約**してもらうことで、他の図書の提出を求めないことができる
 → この考え方に基づき **協議による省略・集約がしやすくなるよう「省略・集約が可能な工事関係図書等」を明示【別紙参照】**  
 ⇒ **93種類中19種類(約2割)を削減可能**なものとしてリストアップ
  - 受注者の事務合理化のため、**受注者の独自書式の使用を可能**とした
  - 添付資料は必要最小限で簡素なものとし、二重提出(紙と電子)を求めないこととした

## 実状



## 課題

- 協議による工事関係図書等の省略・集約が必ずしも十分なされていない
- 受注者の独自書式を用いることができない

※工事関係図書等とは、契約図書、契約関係書類、工事関係書類及び工事完成図書をいう。

# ⑥(別紙)省略・集約が可能な工事関係図書等

## ○省略・集約等により効率化できる図書(19種類)

図書名	効率化の考え方
火災保険等加入状況報告書	保険契約締結後、直ちに証券等の写し、保険会社の証明書等を監督職員に提出することで省略
工事实績情報登録報告書	工事カルテの写しのみを提出することで省略
施工管理技術者通知書	施工管理技術者の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
電気保安技術者通知書	電気保安技術者の氏名その他必要事項を(総合)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
工事用電力設備の保安責任者通知書	工事用電力設備の保安責任者の氏名その他必要事項を(総合)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
技能士通知書	技能士の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
技能資格者通知書	技能資格者の氏名その他必要事項を(工種別)施工計画書に記載し、資格証明等を添付する等で省略可
緊急連絡体制	緊急時の連絡体制を(総合)施工計画書に記載する等で省略可
工事安全計画書	建設工事公衆災害防止対策要綱(建築工事編)に基づく工事現場の安全対策を(総合)施工計画書に記載する等で省略可
下請負人通知書	施工体制台帳を提出する等で省略可
作業員名簿	施工体制台帳を提出する等で省略(特に厳しいセキュリティが求められ、事前登録が必要な場合等を除く)
主要(資材・機材)発注先通知書	主要資材・主要機材の発注先を(工種別)施工計画書に記載する等で省略可
週間工程表(または月間工程表)	原則として、実施工程表の補足として提出を求めるものは、月間工程表(または週間工程表)とすることで、週間工程表(または月間工程表)を省略可
確認・立会い請求書	確認・立会いの希望日その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略可
工事材料搬入報告書	工事写真を提出する、工事打合せ書に記載する、納品書のコピーを提出する等で省略可
工事材料場外検査願	検査希望日その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
現場休止届	現場の休止期間その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
休日夜間作業届	作業日時その他必要事項を実施工程表、工事週報、月間工程表、工事打合せ書等に記載する等で省略
産業廃棄物管理表(マニフェスト)	マニフェストを提示することにより提出は不要(施工報告書等にマニフェストの添付は不要)

## ○一部工種または材料において効率化できる図書(2種類)

図書名	効率化の考え方
施工計画書	工数の少ない工種は、他の工種に集約して記載する等で効率化
材料の品質等を証明する資料	設計図書でJIS等の規格が指定されている材料で、全数確認が必要な工種(杭、塗装、防水、吹きつけ等)以外は、搬入時の工事写真を提出する等で効率化

# ⑦遅滞ない設計意図伝達(施工段階の設計)

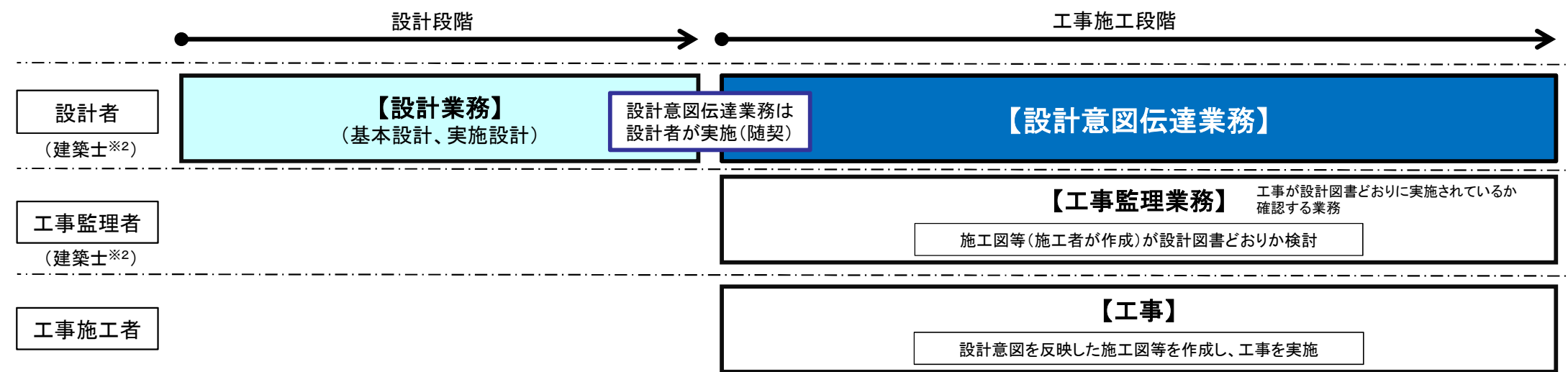
## ■取組内容 (平成29年10月1日以降に契約手続きを開始する設計意図伝達業務において実施)

- 営繕工事の生産性向上のためには、**施工段階において**、発注者を含めた関係者間での確かな情報共有に努めるとともに、**設計者が設計意図を遅滞なく工事施工者及び工事監理者に対して伝達**し、迅速な意思決定に資するようにすることが不可欠。
- 工事の工程に連動した「遅滞ない設計意図伝達」を確実に実施するため、国土交通省地方整備局等が発注する営繕工事における設計意図伝達業務委託契約の仕様書において、以下を新たに契約事項として規定。
  - ① **常に工事の工程を確認して業務を実施**すること
  - ② 工事の工程に合わせて検討、報告等の**期限が設定された場合は、これを遵守**すること 等

## ■設計意図伝達業務とは

- **工事施工段階で設計者が行うことに合理性がある実施設計** (建築士法令に規定)。
- 具体的には、設計意図を正確に伝えるため、設計図書に基づき、①質疑応答等、②工事施工者が作成する**施工図等**※1の確認、③**工事材料、設備機器等の選定**(色、柄等を含む)に関する助言等を行う。

※1 設計意図が正確に反映されていることを確認する必要があるものに限る、特記仕様書に具体的に記載する。



※2 建築士法により、設計・工事監理は建築士が行うことを義務づけ

# ⑧ 営繕工事の生産性向上に向けた施工段階における関係者間調整の円滑化(概要)

- 営繕工事の生産性向上に向けて、**現場への指示等※1**を適時に行えるよう、**工事の各工程における関係者間調整※2**を円滑化するために発注者として実施する事項を取りまとめた。
- **工事受注者等の業務平準化のため、余裕期間制度を更に積極的に活用**する(工事着手前に関係者間調整の準備が可能)。

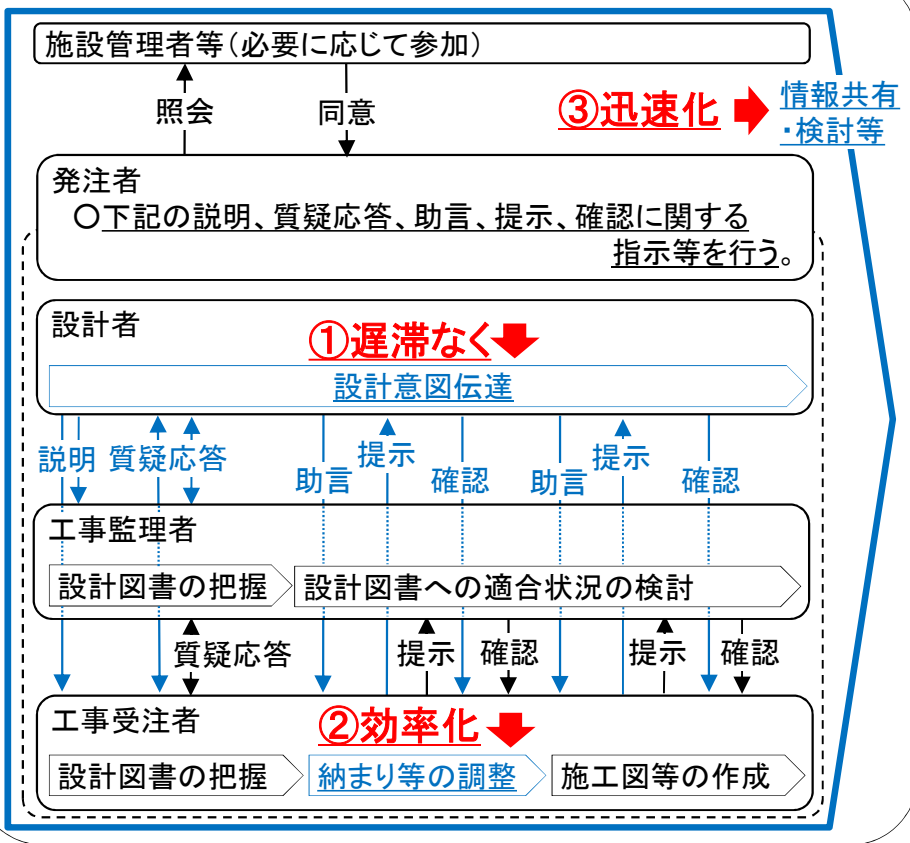
※1: 施工者に対する発注者の指示または承諾、※2: 発注者、設計者、工事監理者、工事受注者、施設管理者等の多様な関係者間での調整

## ■ 円滑化のための実施事項 ■

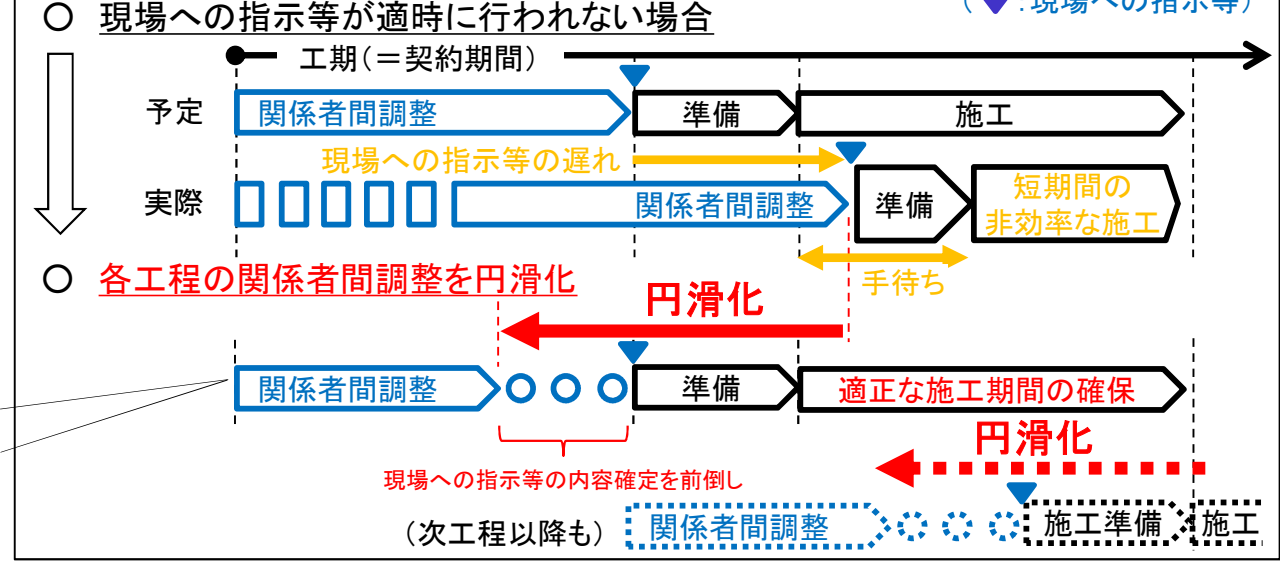
- ① 遅滞ない設計意図伝達※3**
  - ◇ 遅滞ない設計意図伝達を仕様書に明記
    - ・ 常に工事の工程を確認して業務を実施
    - ・ 検討、報告等の期限を遵守
- ② 納まり等の調整※4の効率化**
  - ◇ 各種ツールを活用した取組の促進
    - ・ 納まり等の調整用図面を作成する場合、必要に応じて「総合図作成ガイドライン」※5を参照
    - ・ BIM活用促進
- ③ 情報共有や検討等の迅速化**
  - ◇ 関係者が一堂に会する会議の早期開催
    - ・ 工期の始期日以降速やかに開催
    - ・ 検討事項について、期限や担当を共有
  - ◇ 情報共有システムの活用促進

※3: 施工段階で行う、設計意図を正確に伝えるための質疑応答・説明等、材料・機材等の選定に関する検討・助言等、※4: 工事受注者が施工上密接に関連する工事間で行う納まり等の調整、※5: (公社)日本建築士会連合会

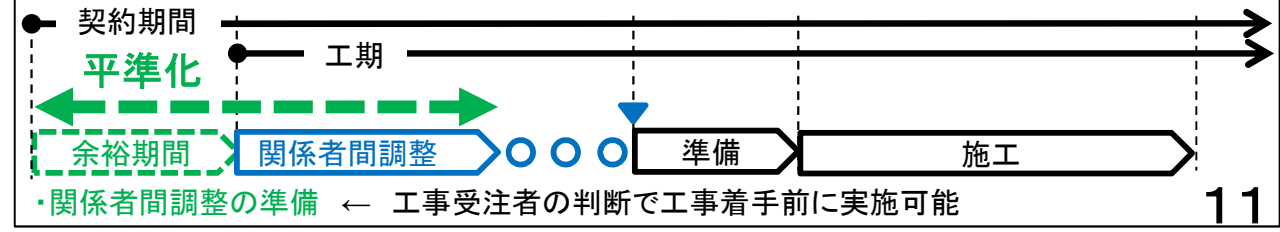
## ■ 関係者間調整のイメージ ■



## ■ 円滑化のイメージ ■



## ■ 平準化のイメージ ■



# 営繕工事における積算関係の取組

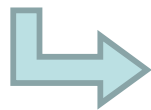
---

# 「営繕積算方式」及び活用マニュアルについて

## 営繕積算方式

公共建築工事積算基準とその運用にかかる各種取組をパッケージ化した積算手法

- 共通仮設費の適切な積み上げ
  - 最新単価の適用
  - 市場単価補正方式
  - 工期連動型共通費積算方式
  - 物価スライド
  - 見積活用方式
  - 地域外労働者の確保費用の計上
  - 適切な工期設定
  - 積算条件の明示
  - 適切な数量算出
- 等



- ・ 実勢価格や現場実態を的確に反映した予定価格の設定
- ・ 施工条件の変更や物価変動等への適切な対応



公共建築工事の  
円滑な施工確保

## 「営繕積算方式」活用マニュアル

### 改正品確法(H26.6)

「適正な利潤の確保」のための「適正な  
予定価格の設定」等、発注者責務の明確化

### 円滑施工確保(不調・不落対策)



- 「営繕積算方式」を分かりやすく解説するためのマニュアルを作成
- 本マニュアルを活用する等により、「営繕積算方式」を普及・促進し、発注関係事務の適切かつ効率的な運用の推進を図る

### 【営繕積算方式及び活用マニュアルの作成経緯】

○ 東日本大震災の被災地の建設業団体からの「被災地の公共建築工事の予定価格が実勢価格と乖離している」とのご意見に対し、国土交通省がそれ以前から直轄工事で実施している取組や不調・不落対策の新たな取組にて対応可能との認識のもと、それら取組を「営繕積算方式」として関係者に開示。  
○ さらに、東日本大震災の被災地においては、本格化する公共建築工事を確実に円滑に実施する必要があり、第4回復興加速化会議(H26.9)において、この課題に的確に対応するため、「営繕積算方式」を被災3県の地方公共団体へ普及させることが決定された。そのために、営繕積算方式を解説した「営繕積算方式」活用マニュアル(被災3県版)を作成。

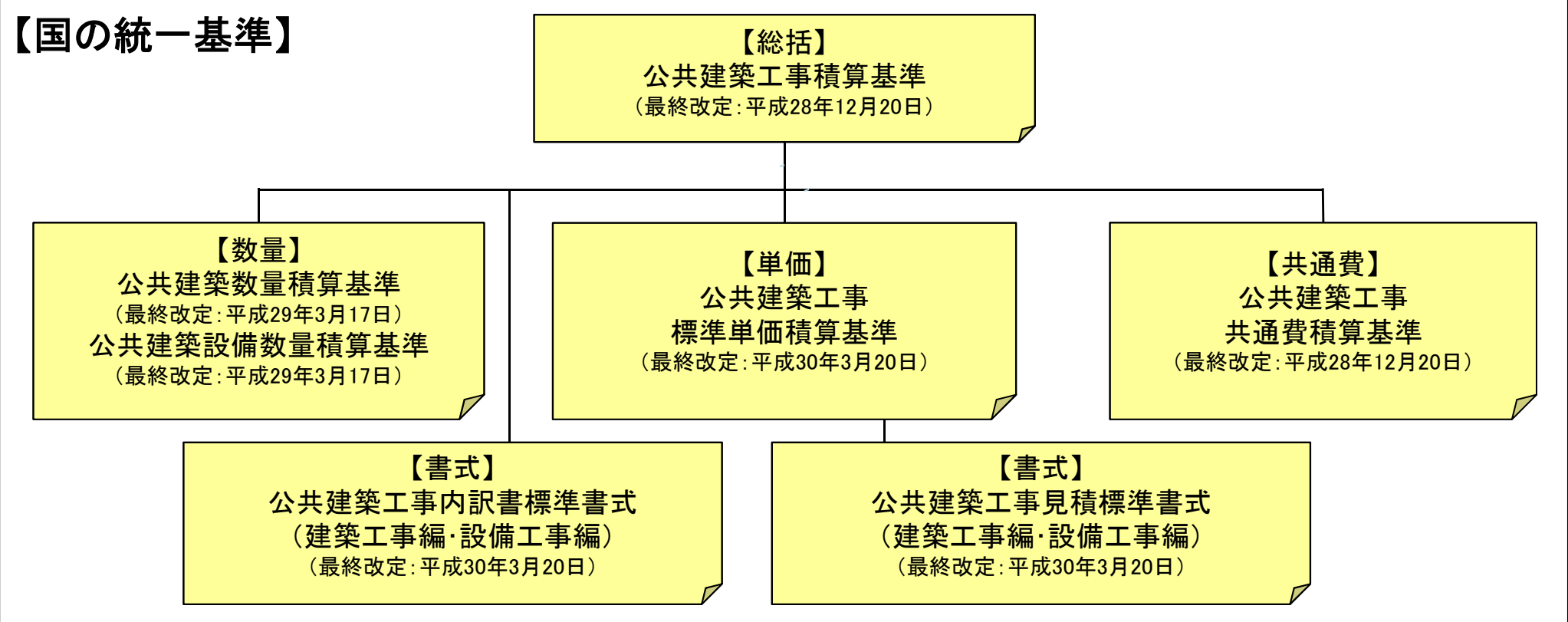
○ その後、改正品確法により発注者責務が明確化され、発注関係事務の適切な運用を図るという観点から、全国の公共建築工事発注機関において活用できるように「普及版」を作成。

○ 熊本被災地の実情を踏まえた『営繕積算方式』活用マニュアル【熊本被災地版】を(H29.1)作成し、最新の実情を踏まえ拡充(H29.10)

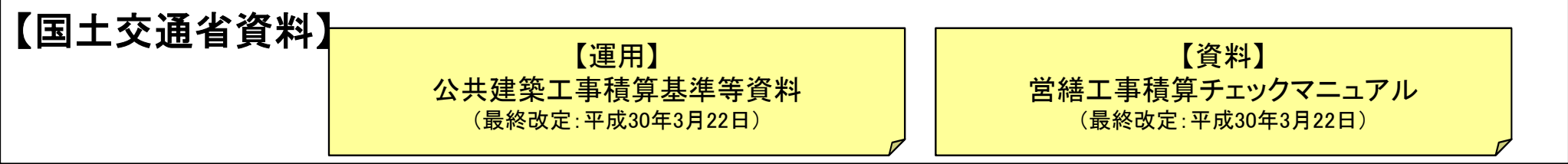
# 「公共建築工事積算基準」の体系

基準類は、国の統一基準である「公共建築工事積算基準」と国土交通省作成資料から構成

○ 官庁営繕事務の一層の合理化・効率化のため平成15年度より各省庁で統一化を図り、運用



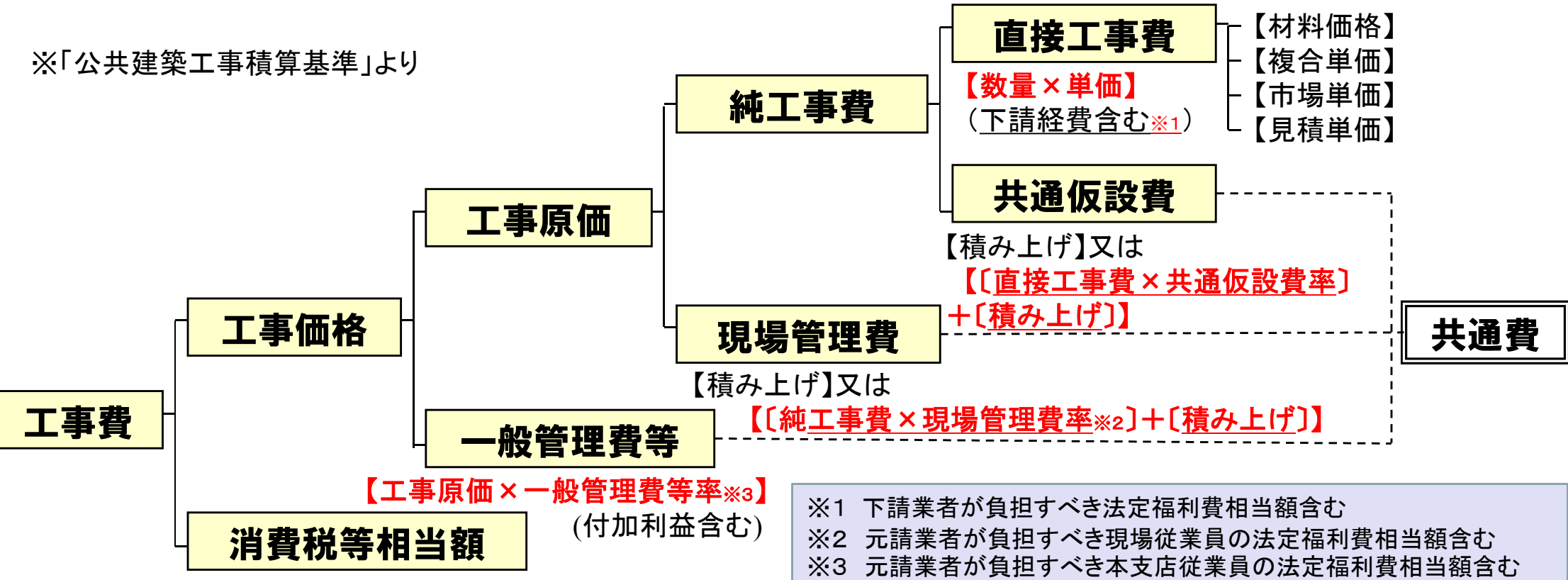
○ 統一基準で定められていない事項について別途資料等を整備し、運用



詳細は国交省HPを参照  [http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun\\_index.htm](http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_index.htm)

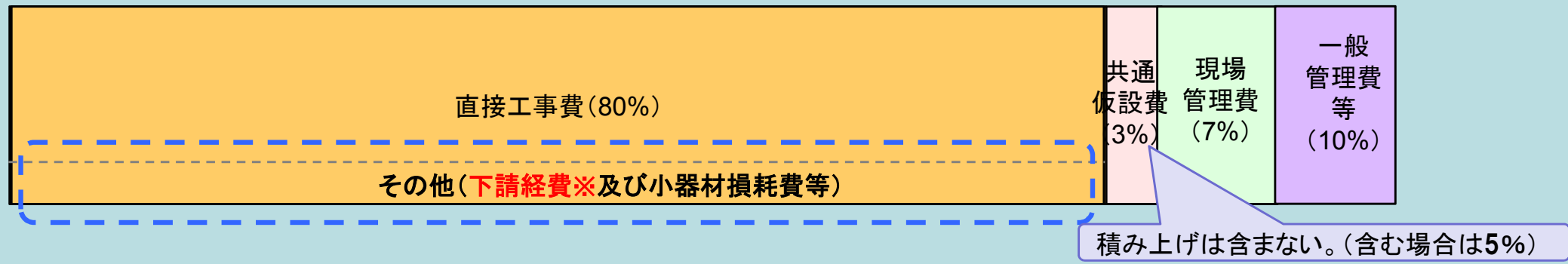
# 公共建築工事の工事費の構成

※「公共建築工事積算基準」より



## 【参考】公共建築工事の構成割合

※平成30年度3,000㎡モデルにおける構成割合



※公共建築工事は、下請経費が直接工事費に含まれる。(土木工事の場合は現場管理費)



# 単価及び価格の算定(直接工事費)

※「公共建築工事標準単価積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

□ 本来事業者が負担すべき法定福利費相当額をより適切に反映させるための取組

構成		基準の取扱い		単価及び価格の設定		
直接工事費	材料価格等	標準単価積算基準	積算時の最新の現場引渡し価格	物価資料掲載価格(平均値)又は製造業者の見積価格等を参考に決定	工事量が少量・僅少の場合の割増	
	複合単価	材料単価	標準単価積算基準	物価資料の掲載価格等	物価資料掲載価格(平均値)	工事量が少量・僅少の場合の割増
		労務単価	標準単価積算基準	公共工事設計労務単価	改修割増、休日、深夜等の割増	
		機械器具費	標準単価積算基準	請負工事機械経費積算要領、物価資料の掲載価格等	—	
		下請経費等(その他の率)	標準単価積算基準(率の範囲を記載)	工種毎の率により算定された額	<span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">その他の率(中間値)</span>	
	市場単価	標準単価積算基準	元請業者と下請の専門工事業者間の契約に基づき調査された単位施工当たりの取引価格(物価資料に掲載された単価)	物価資料掲載価格(平均値)	<span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">法定福利費に関する割増補正</span>	改修割増 工事量が少量・僅少の場合の割増
	見積単価	標準単価積算基準	製造業者・専門工事業者の見積単価等を参考に決定	ヒアリング結果等を参考に単価を決定(実勢価格帯の的確な把握)		
見積標準書式		<span style="border: 1px dashed blue; padding: 2px;">製造業者・専門工事業者から見積価格を得るための書式(法定福利費を明記)</span>				

(公共建築工事標準単価積算基準 第1編 総則 1基本的事項 )

○ 社会・経済動向に著しい変化が認められる場合等は、実情に応じた適正な単価及び価格を設定

# 単価及び価格の算定(共通費)

※「公共建築工事共通費積算基準」及び「公共建築工事積算基準等資料」より

構成		基準の取扱い	共通費の算定
共通費	共通仮設費	<p>積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく直接工事費に対する比率(以下「共通仮設費率」という。)により算定する。</p> <p>なお、共通仮設費率に含まれない内容については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p>	<p>共通仮設費率 計算式</p> <p>工期に連動した共通仮設費率により算定し、率に含まれない内容は別途積み上げ加算</p>
	現場管理費	<p>積み上げにより算定するか、過去の実績等に基づく純工事費に対する比率(以下「現場管理費率」という。)により算定する。</p> <p>なお、現場管理費率に含まれない特記事項については、必要に応じ別途積み上げにより算定して加算する。</p>	<p>現場管理費率 計算式</p> <p>工期に連動した現場管理費率により算定し、率に含まれない特記事項は別途積み上げ加算</p>
	一般管理費等	<p>工事原価に対する比率により算定する。</p> <p>なお、契約保証費については、必要に応じて別途加算する。</p>	<p>一般管理費等率 計算式</p> <p>一般管理費等率により算定し、必要に応じて契約保証費を別途加算</p>

# 公共建築工事の円滑な施工確保のための各種取組一覧

※建設業団体等との意見交換を踏まえ整理

## ○ 実勢価格や現場実態を的確に反映した適正な予定価格の設定

### (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した**単価及び価格**の設定

- 入札日直近の**最新単価を採用**(予定価格が事前公表であっても、直近の予定価格に基づき修正公告等)
- **工事内容や施工条件に応じた適正な単価を設定**するため、市場単価を補正する「**市場単価補正方式**」の採用
- 材料価格・複合単価・市場単価について、専門工事業者・メーカー等から見積りの提出を求め、単価設定で考慮  
見積単価は、過去の工事実績に加え、変動する経済環境や価格動向等を総合的に考慮して適正に設定。
- **実勢価格の把握が困難な場合には**、入札参加者から見積りを収集して予定価格に反映する「**見積活用方式**」の採用

### (2) 現場実態を反映した**共通費**(共通仮設費、現場管理費)の算定及び条件明示

- **揚重機、仮設用借地等に要する費用について**、現場の実情に応じて算定し、共通仮設費に積み上げ(契約変更で精算も可能)
- 共通仮設費の積み上げ項目等について、**施工条件明示、公開数量書への明記**に係る取組
- **遠隔地から労働者を確保するための費用**(旅費や宿泊費)を契約変更で精算し、共通費に積み上げ

### (3) 現場実態を考慮した適切な**工期**の設定

- **工事内容、施工条件等を踏まえた適切な工期設定及び柔軟な工期延長の対応の徹底**
- 工期延長にともない増加する共通費(共通仮設費、現場管理費)について、「**工期連動型共通費積算方式**」で増額変更

## ○ 施工条件の変更や物価変動等に対する適切な契約変更

- (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更
- (5) 物価変動に伴うスライド条項の適切な運用

## ○ 適切な数量の算出

### (6) 設計図書に基づく数量の適正な算出

- 予定価格算出の前提となっている数量の適正な算出、施工条件等が施工実態と乖離している場合は適宜見直し

# (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定① 市場単価補正方式

## ○ 工事内容や施工条件等に応じた、適正な単価及び価格の設定

### 「市場単価補正方式」

市場単価は、新営工事を対象にした単価

※「公共建築工事積算基準等資料」より

市場単価は、材料費、労務費、機械経費、下請経費等で構成されるが、物価資料掲載条件の一部が異なる場合の単価については、類似の市場単価を適切に補正して算定することができる。  
※「公共建築工事標準単価積算基準」より

→ 工事内容(仕様)に合った単価を設定するため、市場単価を補正 (「補正市場単価」という。)

例) 物価資料市場単価に掲載が無い単価の設定

[補正市場単価]  
打放し合板型枠

ラーメン構造 地下軸部  
B種 階高5m程度

=

《市場単価》  
普通合板型枠

ラーメン構造 地下軸部  
階高5m程度

×

《市場単価》 打放し合板型枠  
(ラーメン構造 地上軸部 B種 階高3.5-4m程度)

《市場単価》 普通合板型枠

(ラーメン構造 地上軸部 階高3.5-4m程度)

→ 「改修工事」において現場の施工条件に合った単価を設定するため、市場単価を補正

例) 作業効率を踏まえた改修割増単価 (「改修市場単価」という。)

[改修] 天井ロックウール吸音板張り(ア9.0mm フラット) = 《市場》 天井ロックウール吸音板張り(ア9.0mm フラット) × 1.14

例) 同一工区内で、同時に施工できる部位毎の数量が、少量の場合の単価 (概ね100㎡以下)

[少量の場合の改修市場単価] = 改修市場単価 × 1.3

工種毎に設定

工事量が僅少の場合及び施工場所が点在する場合並びに工程上連続作業が困難な場合等の単価及び価格は、施工上最低限必要な単位での材料、労務、機械器具等の費用を実情に応じて算定する。  
※「公共建築工事積算基準等資料」より

例) 同一工区内で、同時に施工できる部位毎の数量が、僅少の場合の価格 (概ね10㎡以下)

[僅少の場合の改修価格] = 労務費1人工相当分 + 最低限必要となる材料費 + 下請経費

# (1) 実勢価格や現場実態を的確に反映した単価及び価格の設定② 見積活用方式

○ 営繕工事における入札参加者から見積りの提出を求める「見積活用方式」の活用

## ◆ 「見積活用方式」の概要

入札の不調・不落が発生している工事において、公共建築工事積算基準類に基づく価格(以下「標準積算」という。)と実勢価格に乖離が生じていると考えられる項目について、入札参加者から提出される見積書を用いて予定価格を設定する方式

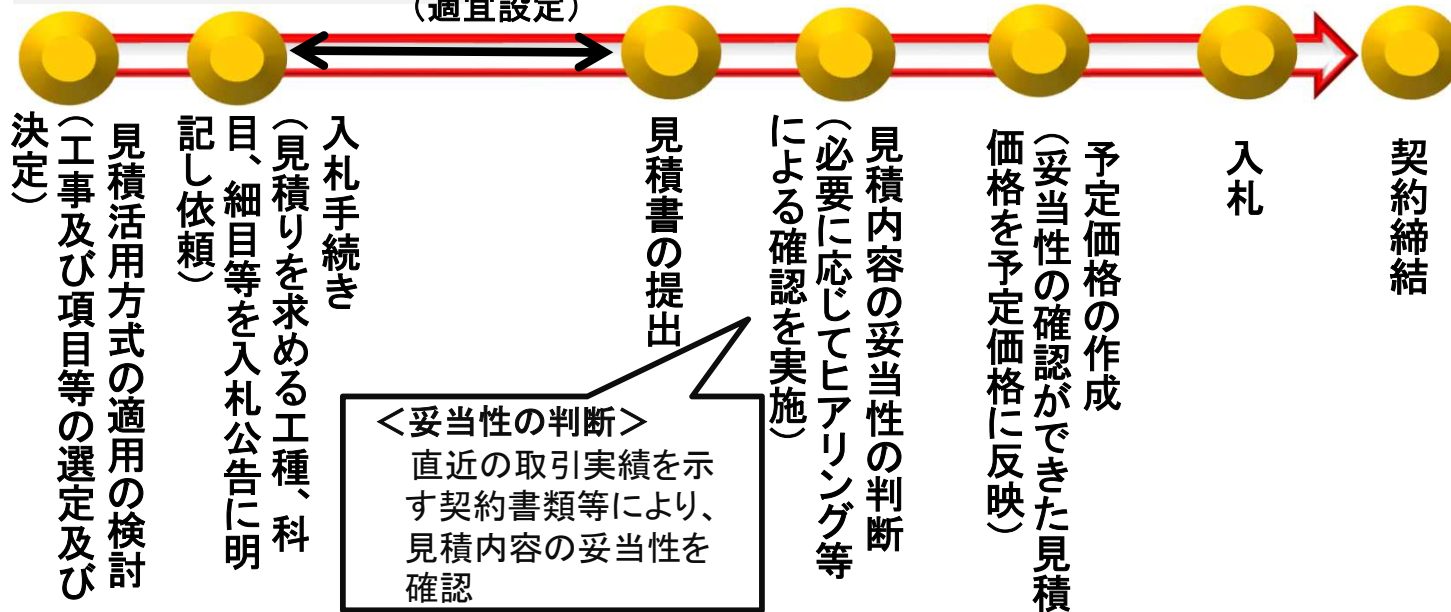
## ◆ 対象工事及び項目

対象工事：(1)標準積算と実勢価格の間において乖離が生じ、不調・不落になった工事  
(2)過去に不調・不落になった工事と同種及び類似工事、又は標準積算と実勢価格との乖離が生じるおそれのある項目等を有する工事

対象工種：直接工事費のうち、現場条件等から標準積算の材料単価、複合単価、市場単価及び見積単価に乖離がある項目並びに共通仮設費、現場管理費の積み上げ部分

例) 鉄筋工事(加工組立)や型枠工事の単価

## ◆ 手続きの流れ 10日以上(適宜設定)



## 「見積活用方式」の適用明記

入札説明書に「見積活用方式」を適用する旨と見積項目を明記

様式-2  
平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇地方整備局  
〇〇事務所長 殿

(株)〇〇〇〇 印

見積書の提出について

標榜について、〇〇工事の見積書を提出します。

1. 見積項目 (例)	細目 番号 種目 科目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積単価 (仕様)	金額	備考	見積価格を 記載できない 理由	機械材料 番号
A1	庁舎 躯体 型枠	普通合板型枠	1,611㎡	〇〇円	〇〇円	〇〇円	※発注者 (下階梁等を 含む)を記載 できない場合は 記載	A-1
A2	庁舎 躯体 型枠	普通合板型枠	10,172㎡	〇〇円	〇〇円	〇〇円	※発注者 (下階梁等を 含む)を記載 できない場合は 記載	
A3	庁舎 躯体 型枠	普通合板型枠	179㎡	〇〇円	〇〇円	〇〇円	※発注者 (下階梁等を 含む)を記載 できない場合は 記載	

【凡例】 ※数量：公共建築数量積算基準による数量とする  
※発：発注者が記載する項目  
※入：入札参加者が記載する項目

見積書有効期限：平成〇〇年〇〇月〇〇日  
※入札書の提出期限を記入する

1. 見積項目 (例)	細目 番号 種目 科目 (名称)	摘要 (仕様)	数量	見積単価 (仕様)	金額
A 1	庁舎 躯体 型枠	普通合板型枠	1,611㎡	〇〇円	〇〇円
A 2	庁舎 躯体 型枠	普通合板型枠	10,172㎡	〇〇円	〇〇円
A 3	庁舎 躯体 型枠	普通合板型枠	179㎡	〇〇円	〇〇円

# (2) 現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示① 共通費の積み上げ

※公共建築工事共通費積算基準より

《各工事種目に共通の仮設に要する費用》

$$\text{共通仮設費} = \text{【直接工事費} \times \text{共通仮設費率】} + \text{【積み上げ額 (共通仮設費率に含まれない項目)】}$$

項目	内容
準備費	敷地測量、敷地整理、道路占有料、仮設用借地料、その他の準備に要する費用
仮設建物費	監理事務所、現場事務所、倉庫、下小屋、 <b>宿舎</b> 、作業員施設等に要する費用
工事施設費	<b>仮囲い</b> 、 <b>工事用道路</b> 、 <b>歩道構台</b> 、場内通信設備等の工事用施設に要する費用
環境安全費	安全標識、消火設備等の施設の設置、 <b>安全管理・合図等の要員</b> 、隣接物等の養生及び補償復旧に要する費用
動力用水光熱費	工事用電気設備及び工事用給排水設備に要する費用並びに工事用電気・水道料金等
屋外整理清掃費	屋外及び敷地周辺の跡片付け及びこれに伴う屋外発生材処分等並びに <b>除雪</b> に要する費用
機械器具費	共通的な工事用機械器具(測量機器、 <b>揚重機械器具</b> 、雑機械器具)に要する費用
その他	材料及び製品の品質管理試験に要する費用、その他上記のいずれの項目にも属さない費用

**共通仮設費率に含まれない項目(建築工事の場合)** 工事内容、施工条件等に応じて変動するため、個別に積み上げて共通仮設費に加算

**【工期の影響を受ける主な項目】**

- 仮設建物費 (監理事務所、現場事務所等) ... 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
- 動力用水光熱費 (工事用電気、水道料金) ... 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

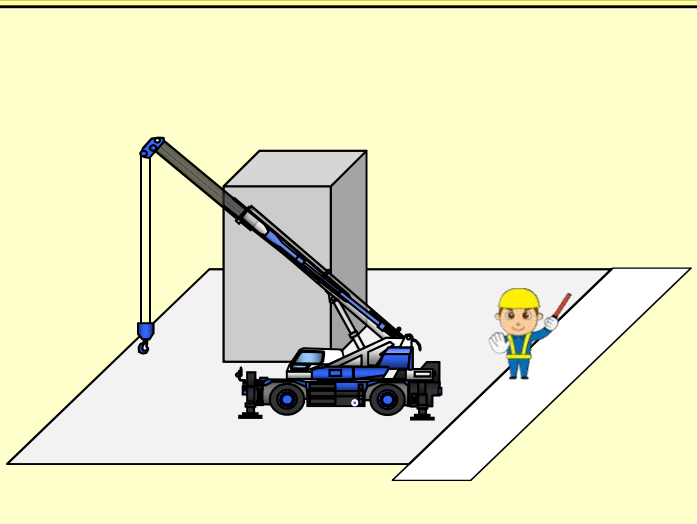
## (2) 現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示② 共通費の積み上げイメージ

○現場の実状に応じた共通仮設費の算定（共通仮設積み上げ費用のイメージ）

### 【ケース1】

**【現場条件】**  
 ◆ 標準的な工期、敷地に余裕有り、  
 前面道路は交通量少ない

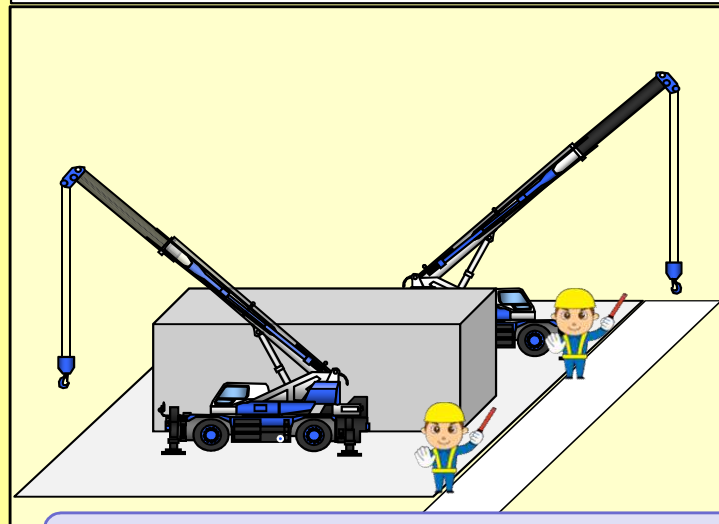
**【揚重、交通誘導の共通仮設】**  
 ◆ ホイールクレーン1台、6ヶ月設置  
 ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



### 【ケース2】

**【現場条件】**  
 ◆ 厳しい工期、敷地に余裕有り、  
 前面道路は交通量多い

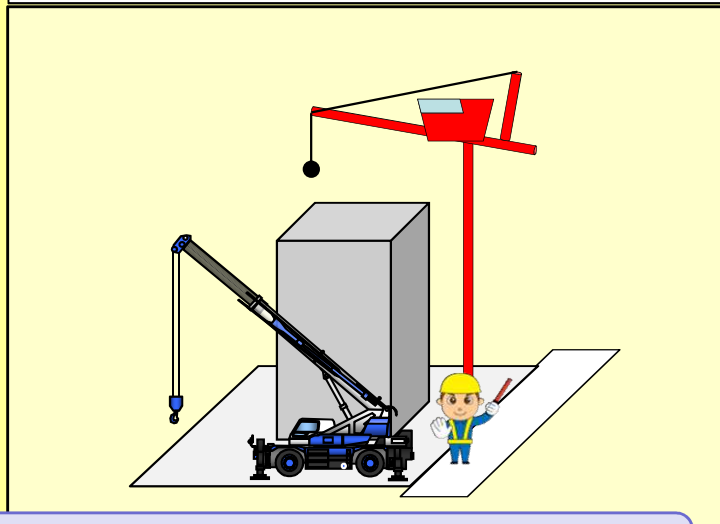
**【揚重、交通誘導の共通仮設】**  
 ◆ ホイールクレーン2台、4ヶ月設置  
 ◆ 交通誘導警備員2名、10ヶ月配置



### 【ケース3】

**【現場条件】**  
 ◆ 標準的な工期、敷地が狭い  
 前面道路は交通量少ない

**【揚重、交通誘導の共通仮設】**  
 ◆ タワークレーン1台、6ヶ月設置  
 ホイールクレーン1台、2ヶ月設置  
 ◆ 交通誘導警備員1名、13ヶ月配置



建物規模(延床面積)は同じであっても、建物形状、敷地形状や工期等が違っていると、必要とする揚重機や交通誘導警備員数は異なるため、積み上げ額も変動。

### 共通仮設費の比較(対比)

**【積算】**  
 ◆ 揚重 1.00倍  
 ◆ 交通誘導 1.00倍

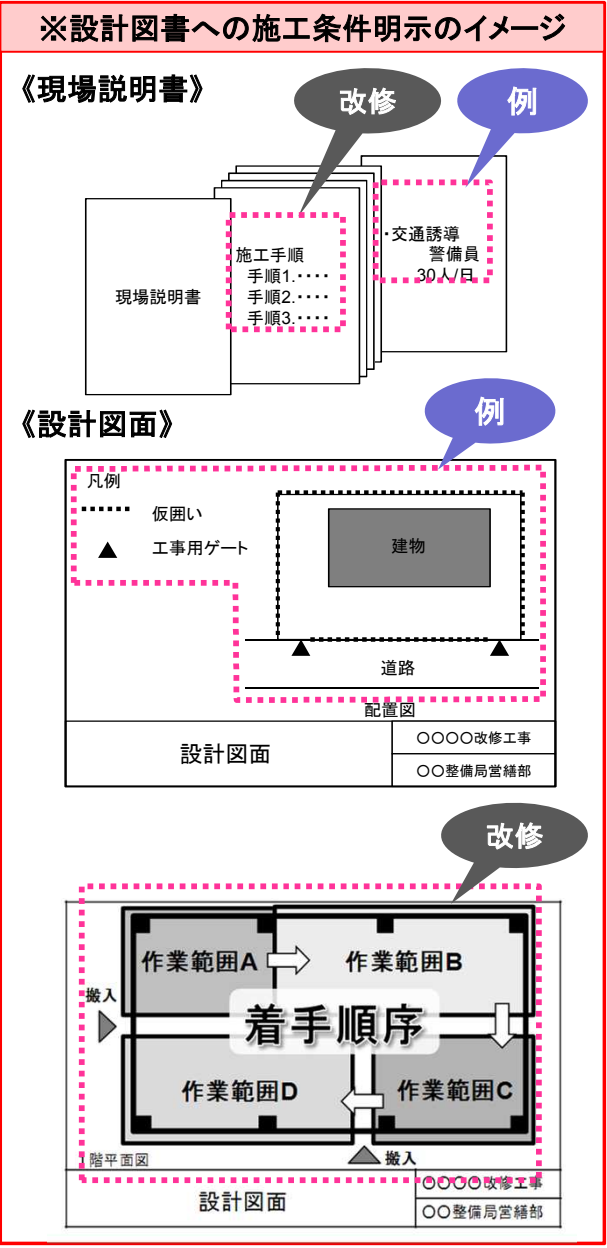
**【積算】**  
 ◆ 揚重 1.33倍  
 ◆ 交通誘導 1.54倍

**【積算】**  
 ◆ 揚重 1.45倍  
 ◆ 交通誘導 1.00倍

# (2) 現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示③ 施工条件明示

- 共通仮設費積み上げ項目である**仮囲い、交通誘導警備員等を施工条件として明示**
- 工程に影響を及ぼす**施工区分・手順を施工条件として明示**→工事費内訳書の作成に反映

精算変更も可能に



## 【例】 仮囲い、工事用出入口、交通誘導警備員に関する施工条件明示

共通仮設費（積上分） 細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
共通仮設費 (率算定分)	※共通仮設費率により算定	1	式			
小計						
共通仮設費 (積上げ分)	※積上げにより算定					
仮囲い	万能鋼板 H=2.0m	243	m			
工事用ゲート		2	ヶ所			
交通誘導警備員		30	人			
揚重機械器具		1	式			別紙 00-00
小計						
計						

例

現場実態を踏まえて、標準的な配置計画では、施工が困難と考えられる場合は、揚重機の能力や設置期間等について施工条件明示を検討し、発注者の考え方を明示する

## 参考【改修(例)】 改修工事の工程(作業範囲及び手順)等に関する施工条件明示

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設		1	式	0,000,000	
計				0,000,000	
内装改修	撤去	1	式	0,000,000	
内装改修	改修	1	式	0,000,000	
計				0,000,000	

直接工事費 細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
壁	厚さ2.5一般床熱溶接工法	200	㎡	000	000	
壁	厚さ60	110	m	000	000	
壁	厚さ12.5不燃鋼製下地突付け	300	㎡	000	000	
天井	厚さ12.5不燃鋼製下地突付け	200	㎡	000	000	
計					000	

## 作業範囲毎に区分した工事内訳書の作成

直接工事費 中科目別内訳

科目名称	中科目名称	数量	単位	金額	備考
直接仮設	作業範囲A	1	式	000,000	
直接仮設	作業範囲B	1	式	00,000	
直接仮設	作業範囲C	1	式	000,000	
直接仮設	作業範囲D	1	式	00,000	
計				0,000,000	
内装改修	作業範囲A 撤去	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲A 改修	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲B 撤去	1	式	00,000	
内装改修	作業範囲B 改修	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲C 撤去	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲C 改修	1	式	000,000	
内装改修	作業範囲D 撤去	1	式	00,000	
内装改修	作業範囲D 改修	1	式	000,000	
計				0,000,000	

直接工事費 細目別内訳

名称	摘要	数量	単位	単価	金額	備考
壁	厚さ2.5一般床熱溶接工法	40	㎡	35	1400	
壁	厚さ60	20	m	90	1800	
壁	厚さ12.5不燃鋼製下地突付け	60	㎡	60	3600	
天井	厚さ12.5不燃鋼製下地突付け	40	㎡	60	2400	
計					9600	

作業手順等の明示により、数量が複数工区等に分割されることから、小規模、僅少数量が多くなる



## (2) 現場実態を反映した共通費の算定及び条件明示④ 遠隔地からの労働への対応

### ○遠隔地からの労働者確保等に要する費用の積算方法

#### ◆ 営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用に対する積算方法等

##### 【目的】

営繕工事における遠隔地からの建設資材等の調達費用に対する積算方法等は、復興事業等において当初の調達条件によりがたい場合に、工事の適切な実施のために必要となる建設資材等の購入・運搬等に要する費用について、調達の実態を反映した契約変更のための工事費積算方法等に関する必要な事項を定め、もって適正な契約変更に資することを目的とする。

##### 【対象工事】

工事発注にあたって、建設資材等の調達が困難であると発注者が判断した工事を対象とする。

##### 【変更対象項目】

以下の遠隔地からの建設資材等の調達費用の項目をいう。

- イ) 当初想定していた地域(工事現場と同一の県内等)から調達できず調達条件や運搬距離が大きく変わった場合の建設資材等の購入、賃貸及び運搬に要する費用
- ロ) イ)にかかわらず、道路通行止め等により工事現場までの運搬距離が大きく変わった場合の建設資材等の運搬に要する費用

#### ◆ 営繕工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等

##### 【目的】

営繕工事における遠隔地からの労働者確保に要する費用に対する積算方法等は、工事实施にあたって不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ない場合に、工事の適切な実施のために必要となる「共通仮設費」及び「現場管理費」について、労働者確保の実態を反映した契約変更のための工事費積算方法等に関する必要な事項を定め、もって適正な契約変更に資することを目的とする。

##### 【対象工事】

工事発注にあたって、不足する労働者を遠隔地から確保せざるを得ないと発注者が判断した工事を対象とする。

##### 【変更対象項目】

以下の遠隔地から労働者を確保するために要する費用の項目をいう。

- イ) 共通仮設費: 共通仮設費率に含まない費用(宿舍等に要する費用)
- ロ) 現場管理費: 労務管理費(募集及び解散に要する費用並びに賃金以外の食事、通勤費等に要する費用)

## (3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定①

○ 適切な工期設定に関する配慮事項(公共建築工事における工期設定の基本的考え方)

### 発注者の責務

**発注者は、当該工事の規模、難易度や地域の実情等を踏まえた適切な工期を設定するよう努めるものとする。**

「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」参照

**発注者は、「適切な工期」を設定するために、以下の事項に取り組む。**  
なお、工事費が工期に連動することに留意する。

#### ① 工期確保の方策

- 事業全体の工程が的確に進捗するよう、調整等に要する期間を十分想定した上で、適切に事業の企画を行う。
- 工事実施に複数年を要するものについては、債務負担行為の積極的な活用等の措置を講ずる。

#### ② 工期設定のための留意事項

- **自然的要因**(多雪、寒冷、多雨、強風など)、**社会的要因**(労働事情、建設資材の調達事情、交通事情など)、**休日**等による**不稼働日**を踏まえる。
- 特定の**施工条件**は**設計図書**に明示する。
- 設備の最終調整や各検査などを考慮する。
- **過去の実績**等を参考にしつつ、**実情に応じた工期**を設定する。

#### ③ 工期の変更

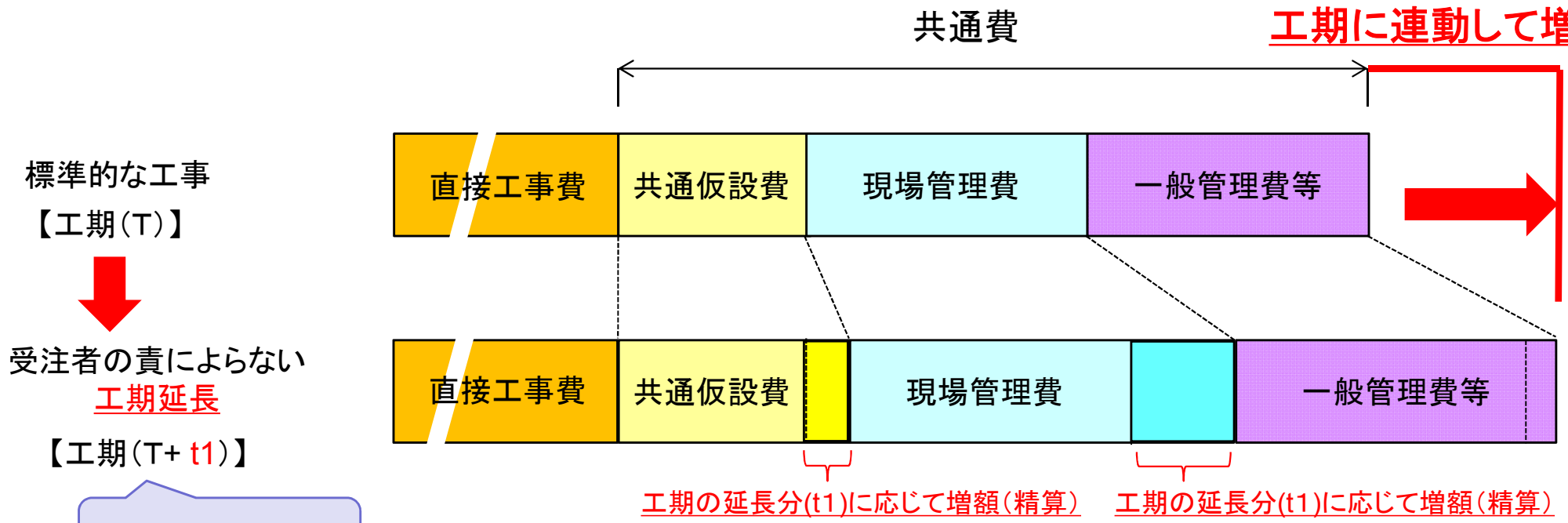
当初発注時には予期できない施工条件や環境などに変化が起きた場合は、契約書に則り、**設計変更等**を適切に実施し、その結果必要となる場合には**工期の変更**を行う。

# (3) 現場実態を考慮した適切な工期の設定②

○ 工期延長に対応した共通費(共通仮設費、現場管理費)の算定

## 「工期連動型共通費積算方式」

※「公共建築工事共通費積算基準」より



契約変更が必要

対象外: 昇降機設備工事

- 【工期の影響を受ける主な項目(共通仮設費)】
- 仮設建物費 (監理事務所、現場事務所等) …… 仮設建物の設置期間の長短により費用が変動
  - 動力用水光熱費 (工事用電気、水道料金) …… 動力用水光熱使用期間の長短により費用が変動 等

- 【工期の影響を受ける主な項目(現場管理費)】
- 従業員給料手当 (現場従業員等の給与) …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動
  - 法定福利費 (現場従業員等に関する法定福利費事業主負担額) …… 現場従業員等の現場従事期間の長短により費用が変動 等

## (4) 施工条件の変更に伴う適切な設計変更

### ○「営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン」(案)の適切な運用

国土交通省は、営繕工事の発注において公共工事の品質確保に関する基本理念に則り、関係機関等との協議を整え、適切な工期で円滑かつ効率的な事業執行に資するよう、平成26年3月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）（以下、「26年版ガイドライン」）』を策定した。

- ◇構成・「設計変更ガイドライン」＋「工事一時中止ガイドライン」
- ◇内容・設計変更及び発注者の事由に基づく工事一時中止における留意事項等
- ◇目的・発注者と受注者双方の責任の明確化、透明性の向上、円滑な事業実施  
・発注者と受注者双方が工事の施工に際しての共通認識の形成

### 品確法の改正（平成26年6月施行）



基本理念の追加（将来にわたる公共工事の品質確保と其中長期的な担い手確保等）を実現するために、発注者の責務が明確化されたことを受け、業界団体等との意見交換を行い、26年版ガイドラインに必要な見直しを施し、平成27年5月『営繕工事請負契約における設計変更ガイドライン（案）』を改定した。

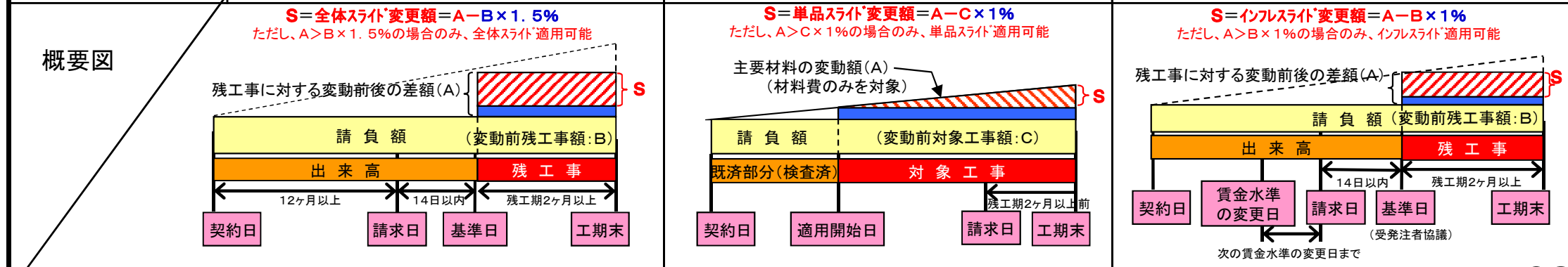
- ◇主な改定点
  - ・指定・任意仮設等の考え方を解りやすく表現
  - ・Q&A は、ガイドライン本体から切り離し更なる充実を図り、  
地方公共団体等に対して周知

# (5) 物価変動等に伴うスライド条項の適切な運用

## ○ 契約約款第25条(スライド条項)の適切な運用

項目		全体スライド (第1～4項)	単品スライド (第5項)	インフレスライド (第6項)
適用対象工事		工期が12ヶ月を超える工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事	すべての工事	すべての工事 但し、残工期が2ヶ月以上ある工事
条項の趣旨		比較的緩やかな価格水準の変動に対応する措置	特定の資材価格の急激な変動に対応する措置	急激な価格水準の変動に対応する措置
請負額 変更の 方法	対象	請負契約締結の日から12ヶ月経過後の 残工事量に対する資材、労務単価等	部分払いを行った出来形部分を除く特定 の資材(鋼材類、燃料油類等)	賃金水準の変更がなされた日以降の基準 日の残工事量に対する資材、労務単価等
	受発注者 の負担	残工事費の1.5%	対象工事費の1.0% (但し、全体スライド又はインフレスライドと併用の場合、 全体スライド又はインフレスライド適用期間における 負担はなし)	残工事費の1.0% (29条「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営 上最小限度必要な利益まで損なわないよう定められた 「1%」を採用。単品スライドと同様)
	再 スライド	可能 (全体スライド又はインフレスライド適用後、12ヶ月経 過後に適用可能)	なし (部分払いを行った出来高部分を除いた工期内全ての 特定資材が対象のため)	可能 (賃金水準の変更がなされる都度、適用可能)

これまでの事例	ほぼ経年的にあり	平成20年に運用通知	昭和49年に運用通知(第1次石油危機当時)
---------	----------	------------	-----------------------



【スライド額】 (賃金等変動に対する工事請負契約書第25条第6項(インフレスライド条項)運用マニュアル(暫定版)(営繕工事版))

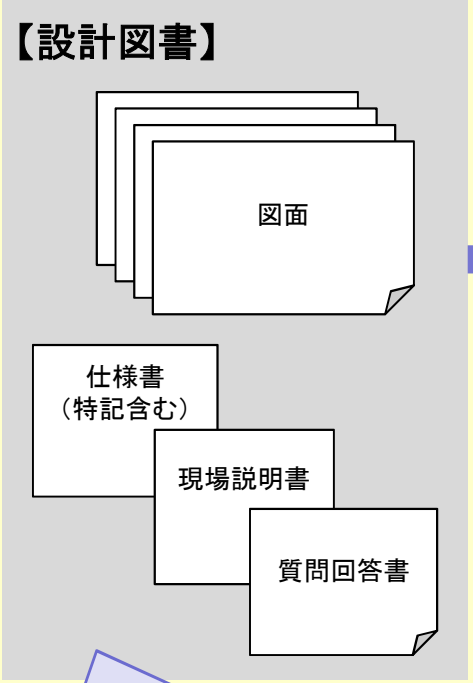
○ 材料価格、複合単価、市場単価、見積単価の変動価格を算出する。

# (6) 設計図書に基づく数量の適切な算出 数量算出・単価設定の流れ

## 経緯

- 積算数量の拾い忘れや違算を防止し精度向上を図ることを目的に、積算業務の各過程において、チェックすべき項目や数量確認のための数値指標を**「営繕工事積算チェックマニュアル」**として整理(H27.3)
- 内容を分かりやすく説明する**「営繕工事積算チェックマニュアル【解説版】」**を新たに策定(H27.10)
- 単価資料等の作成及び単価等の設定を適切に行えるよう、**「単価等に関するチェックリスト」**を追加(H30.3)

## 積算の主な流れ

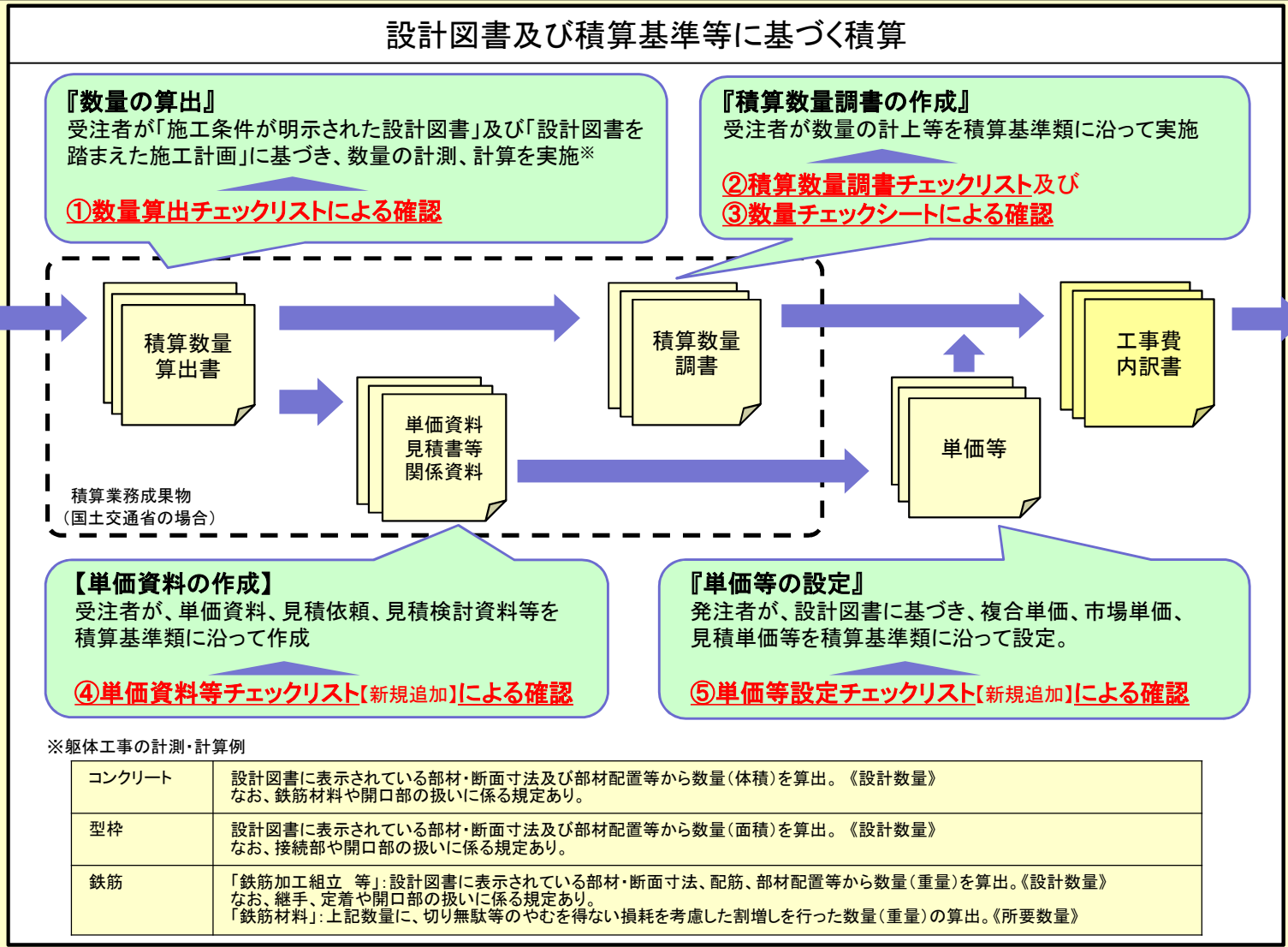


### 『設計図書の作成』

- ・設計図書間の整合
- ・施工条件の明示

### 『施工計画の作成』

- ・工程計画
- ・仮設計画(揚重機含む)
- ・土工計画(山留め含む)



※躯体工事の計測・計算例

コンクリート	設計図書に表示されている部材・断面寸法及び部材配置等から数量(体積)を算出。《設計数量》 なお、鉄筋材料や開口部の扱いに係る規定あり。
型枠	設計図書に表示されている部材・断面寸法及び部材配置等から数量(面積)を算出。《設計数量》 なお、接続部や開口部の扱いに係る規定あり。
鉄筋	「鉄筋加工組立 等」: 設計図書に表示されている部材・断面寸法、配筋、部材配置等から数量(重量)を算出。《設計数量》 なお、継手、定着や開口部の扱いに係る規定あり。 「鉄筋材料」: 上記数量に、切り無駄等のやむを得ない損耗を考慮した割増しを行った数量(重量)の算出。《所要数量》

# (7) 営繕工事における入札時積算数量書活用方式

## 背景

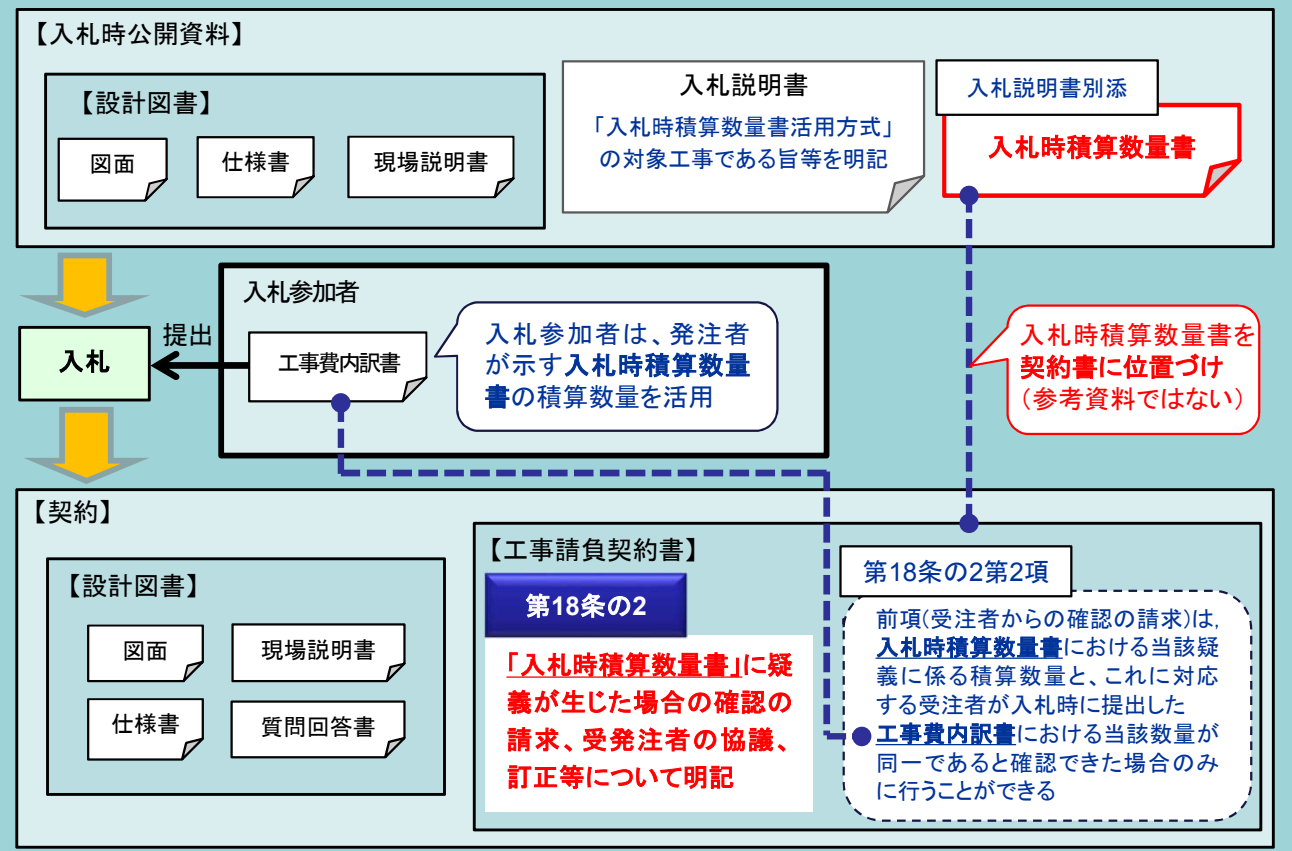
- 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- 従来から入札参加予定者へ「数量書」を公開、提供。ただし、「数量書」は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。

## 入札時積算数量書活用方式

### 概要

- 入札参加者に、発注者の示す数量書「**入札時積算数量書**」の活用を促す。
- 契約後、入札時積算数量書の積算数量に疑義が生じた場合に、**受発注者間で協議し、必要に応じて数量を訂正し請負代金額を変更することを契約事項とする。**

- ・平成29年4月1日以降入札手続きを開始する営繕工事に適用
- ・平成29年10月に円滑な運用に資することを目的として、運用マニュアルを作成



## 効果

- 円滑な変更協議によって、適正な数量に基づいた請負代金額となり、**工事目的物の品質確保及び契約の適正化に寄与。**
- 発注者が示す数量書の活用の促進により、**入札参加者の積算の一層の効率化に寄与。**

# (7) 入札時積算数量書活用方式運用マニュアルについて

## 概要

○ 平成29年度の営繕工事から本実施に移行している「入札時積算数量書活用方式」に関し、**受発注者間における積算数量の確認方法、協議等の円滑な運用に資することを目的として、新たにマニュアルを作成**

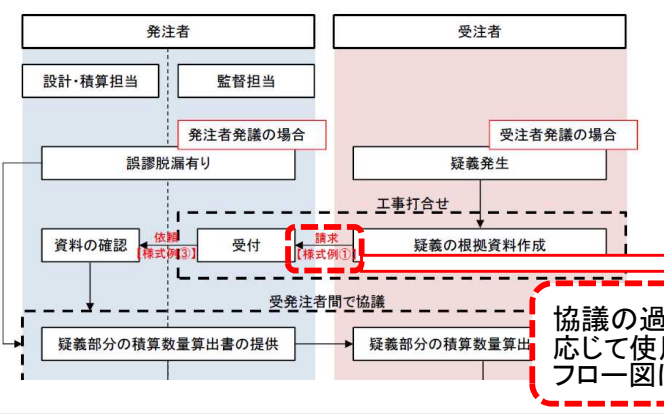
(入札時積算数量書活用方式の導入経緯)

- ・ 改正品確法において「公正な契約を適正な請負代金額によって信義に従って誠実に履行する」と基本理念に規定。
- ・ 従来から入札参加予定者へ積算数量を公開してきたが、**積算数量は参考資料との位置づけのため、契約後の発注者の運用にばらつき。**
- ・ 国土交通省では、営繕工事において、**契約後、入札時の積算数量に疑義があった場合に受発注者間で協議等を行うことを契約事項とする取組を平成28年度から試行導入。**その試行結果を踏まえ、平成29年度から本実施に移行。

## 運用マニュアルの内容

### ① 入札時積算数量書活用方式の実施手続き及び取扱い

#### ② 積算数量に疑義が生じた場合の協議の手続きフロー



#### ③ 協議に用いる様式等の標準的な書式の例示

契約書第18条の2第1項及び第3項の用紙(様式例) 様式例①

工事打合せ書

平成〇年〇月〇日

工事名: ○〇〇(16) 建築改修その他工事

主任監督員	○ ○ ○ ○ 印	監督員	□ □ □ 印	現場代理人	△ △ △ 印
打合せ者			打合せ場所		
NO	内 容	回 答	処 理 方 法		

協議の過程や内容に応じて使用する書式をフロー図に明示

#### ④ 数量書で数量公開を行う項目の一覧表

名称	単位	数量公開項目		名称	単位	数量公開項目	
		数量書 <sup>※1</sup>	別紙明細 <sup>※2</sup>			数量書 <sup>※1</sup>	別紙明細 <sup>※2</sup>
直接労務				打込みタイル用型枠	m2	○	
遣り	m				m	○	
搬出し	m2				m2	○	
養生	m				m	○	
整理清掃後片付け	m				m	○	
地盤掘	か所				か所	○	
外部足場						○	
内部解体足場	m2				m2	○	
内部仕立足場	m2				m2	○	
災害防止	m2				m2	○	
仮設防護	m2				m2	○	
土工機搬運				管付運搬			
土工機搬運	1式						
すきとり	1式	○		鉄骨			
掃引	1式		○	(本) 鉄骨			
床付け	1式		○	切取鋼板	t	○	
積層さらい	本	○		形鋼	t	○	
積置	1式			ボックス柱	t	○	
盛土	1式		○	平鋼	t	○	
構内敷きならし	1式		○	丸鋼	t	○	
山崩の	1式		○	縁付スクラブ掃除	t	○	
排水	1式		○	工場加工組立	t	○	
乗入れ構台	1式		○	工場さび止め塗装	m2	○	
土工機搬運	1式			溶融亜鉛めっき	t	○	
				防食塗膜	t	○	
				現場養生	t	○	
				高力ボルト類	本	○	
地盤				高力ボルト類締付	本	○	
(砂利) 地盤	m3	○		現場密接	m	○	
積コンクリート地盤	m3	○		現場さび止め塗装	m2	○	
床下防護層敷き	m2	○		(付) 養生塗膜	か所	○	
仮敷	m2	○		養生塗膜	か所	○	
敷設試験	1式			カーテンウォール取付け1次クサステー	か所	○	

工種毎に数量公開の方法、範囲を明確化

## 普及・促進

- 本マニュアルについて、地方整備局等に通知するとともに、地方公共団体等に周知。
- 引き続き、各種会議における説明等を通じ、本方式の普及・促進を図る。



## その他

---

- (1) 公共建築相談窓口
- (2) 官庁営繕部発注情報メール配信サービス

# (1) 公共建築相談窓口

## 相談窓口について

○国土交通省では、**公共建築に関する技術的な相談を広く受け付けるための窓口**を開設

◇北陸地方整備局

営繕部計画課（新潟県、富山県、石川県）

TEL: 025-280-8880 FAX: 025-370-6504 メール: [pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp](mailto:pb-soudan2011@hrr.mlit.go.jp)

金沢営繕事務所（石川県、富山県）

TEL: 076-263-4585 FAX: 076-231-6369

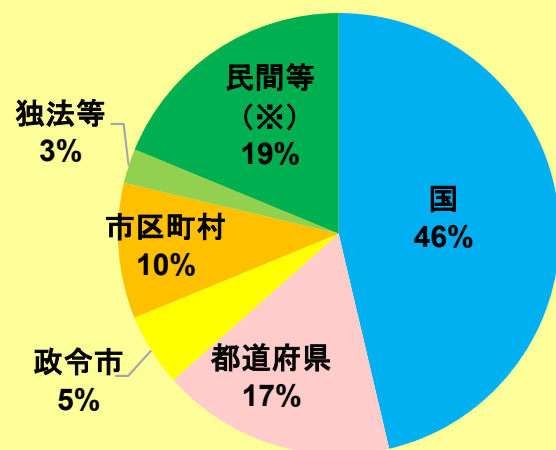
## 相談者等

○平成28年度(平成28年4月～平成29年3月)は、  
延べ 2,602件の相談を受付

○平成29年4月～12月は、延べ 1,785件の  
相談を受付

### 相談者別内訳

(平成29年4月～12月)



※民間等・・・民間発注者、設計事務所、建設業者等

## 相談内容等

○主な相談内容

- ・企画・予算措置
- ・発注・実施(設計、積算、入札手続き、工事監理)
- ・保全
- ・官庁営繕に関する技術基準の運用
- ・働き方改革関連 等

○情報提供可能な直轄営繕工事の取組

- ・適正な予定価格の設定方法
- ・適切な工期設定の考え方
- ・適切な設計変更
- ・施工時期の平準化 等



# (2)官庁営繕部発注情報メール配信サービス

平成 30 年 3 月 31 日  
大臣官房官庁営繕部

## 官庁営繕部発注情報メール配信サービスについて (全国の官庁営繕工事・業務)

官庁営繕工事・業務への入札参加を検討される方への発注情報のメール配信を平成 30 年度も引き続き行います。公告日に、登録されたメールアドレスに配信します。ぜひ、ご登録ください。(既にご登録いただいている方は、再登録の必要はありません。)

### ○ メール配信内容

原則、**入札公告日(または公示日)**に、**以下の内容(イメージ)が配信されます。**(発注情報がメール配信されるのは、それぞれの工事・業務の公告日の午前 9 時以降)  
なお、正式な内容は入札情報サービス (<http://www.i-ppi>)にてご確認ください。

メール配信内容(イメージ:工事の場合)

件名:【〇〇地方整備局営繕部(※1)発注情報のお知らせ】

本日、平成〇年〇月〇日、次の工事の入札公告を実施しました。

工事名:〇〇改修工事  
工事種別:建築(※2)  
等級区分:〇ランク又は〇ランク  
工事場所:〇〇県〇〇  
技術資料の提出締切日(※3):平成〇年〇月〇日

詳細は入札情報サービスのページで公開しています。

《 <http://www.i-ppi.jp> 》

また、〇〇地整営繕部のHPでも公開しています。

《 <http://www.xxxx> 》

更新・削除は以下のURLにて

《 <https://www.xxxx> 》

- (※1) 発注機関:国土交通省大臣官房官庁営繕部、北海道開発局営繕部、各地方整備局営繕部及び  
営繕事務所、沖縄総合事務局開発建設部営繕課  
(※2) 工事種別:建築、電気設備、暖冷房衛生設備、機械設備(エレベーター)等  
業務種別(業務の場合):設計、積算、工事監理、調査検討、測量・敷地調査  
(※3) 業務の場合は、参加表明書の提出締切日

### ○ 登録開始日等

随時、登録・変更・登録解除が可能です。

### ○ 登録方法

①または②にアクセスし、表示に従い登録手続きを行ってください。PC、タブレット、スマートフォン、携帯電話いずれの端末からも登録できます。登録は無料です。

- ① 国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページにあるバナー  
「官庁営繕工事・業務メール配信サービス」  
(バナーイメージ)



- ② ホームページ「[http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_fr2\\_000007.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr2_000007.html)」

### ○ 配信期間

平成 31 年 3 月末までを予定しています。次年度以降の実施については決定次第、登録されたアドレス宛てにメールでお伝えします。国土交通省大臣官房官庁営繕部、地方整備局営繕部等のホームページでもお知らせ致します。

### < 問い合わせ先 >

国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課

企画専門官 榊 陽一 (内線 23223)

計画調整係長 鎮西 武 (内線 23226)

代表 03-5253-8111 夜間直通 03-5253-8234 FAX 03-5253-1542